

日本カナダ学会顧問に関する規程

2001年9月15日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、日本カナダ学会規約第14条に基づき、顧問の選任に関して必要な事項を定める。

(顧問の任務)

第2条 顧問は、日本カナダ学会（以下「本学会」という。）の発展に資するため、その運営に関して、大局的な視点から、理事会に助言を行うことを任務とする。

2 顧問は、前項の任務を達成するために、必要に応じて理事会及び総会に出席し、意見を述べるができる。

(顧問の地位)

第3条 顧問は、本学会の他の役員を兼務することができない。現に役員である者が顧問に選任された場合には、その就任の時点で、当該役員の職を退くものとする。

2 本学会の会員である者が顧問に選任された場合には、その就任のときから、総会及び役員選挙に関わる権利義務並びに会費納入の義務を停止する。ただし、顧問を退任したときは、この限りではない。

(顧問の選任手続)

第4条 理事及び監事は、顧問として推薦すべき者について、被推薦者の内諾を得たうえ、履歴書及び推薦理由書を添えて、会長に推薦することができる。

2 会長は、前項に基づく推薦があった場合には、これを理事会に諮り、その3分の2の賛成が得られたときは、直近の総会の審議に付さなければならない。

3 顧問の選任には、総会における過半数の賛成を必要とする。

附 則

この規程は、2001年9月15日から施行する。